

# 東寺エリア

|                    |             |
|--------------------|-------------|
| ■資料構成              |             |
| （１）表紙              | ----- 東寺－ 1 |
| （２）航空写真            | ----- 東寺－ 2 |
| （３）エリアの概況          | ----- 東寺－ 3 |
| （４）用途地域・高度地区の指定の状況 | ----- 東寺－ 4 |
| （５）景観地区・風致地区の指定の状況 | ----- 東寺－ 5 |
| （６）眺望景観保全地域の指定の状況  | ----- 東寺－ 6 |
| （７）１ 東寺の境内の眺め      | ----- 東寺－ 7 |
| （８）２ 九条通の眺め        | ----- 東寺－ 8 |
| （９）３ 東寺の周辺         | ----- 東寺－ 9 |









### ■エリアの景観形成の方針(「京都市景観計画(H27年12月)」より)

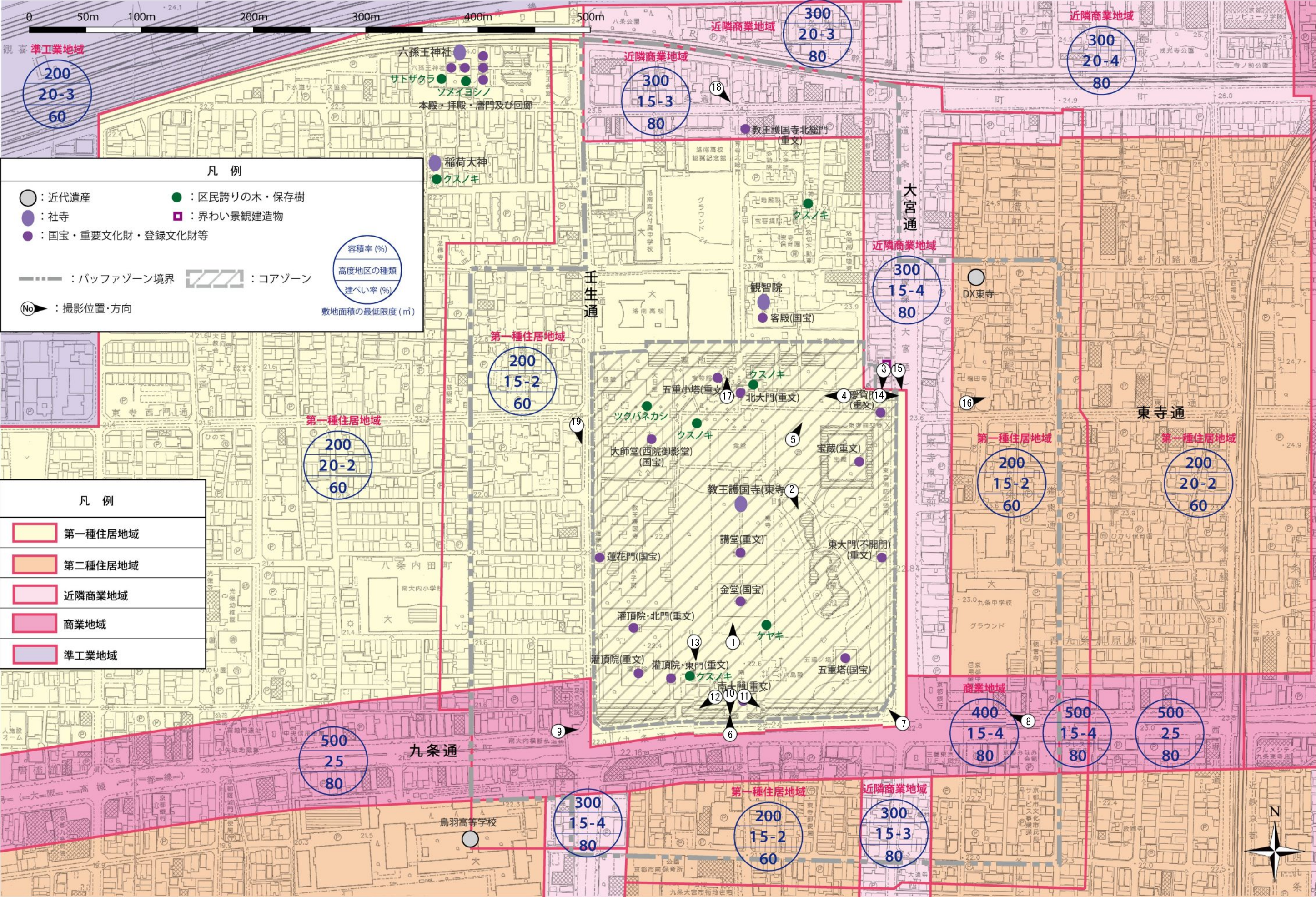
#### 歴史遺産型美観地区 一般地区 東寺

- 東寺地域は、東寺及びその周辺の市街地から構成され、東寺の門前町として発展してきた地域である。広大な東寺の寺域を取り囲む築地塀越しに見える木造建築の堂宇や五重塔の姿は、京都を代表する風景の一つである。こうした景観特性を継承することを、この地域の景観形成の基本方針とする。このため建築物は、門前町の風情の保全に配慮するとともに、東寺に面する敷地にあっては、築地塀や五重の塔、金堂等の大規模な木造建築物に配慮した和風基調の町並みを保全、創出し、その他の敷地においては、町並みの基調となっている京町家との調和を図るため、日本瓦又は銅板ぶきの特定勾配屋根を設け、低層階に格子等の和風意匠を継承したデザインを取り入れる等、門前町の雰囲気を継承した落ち着いたきのある町並み景観の保全、創出を図る。

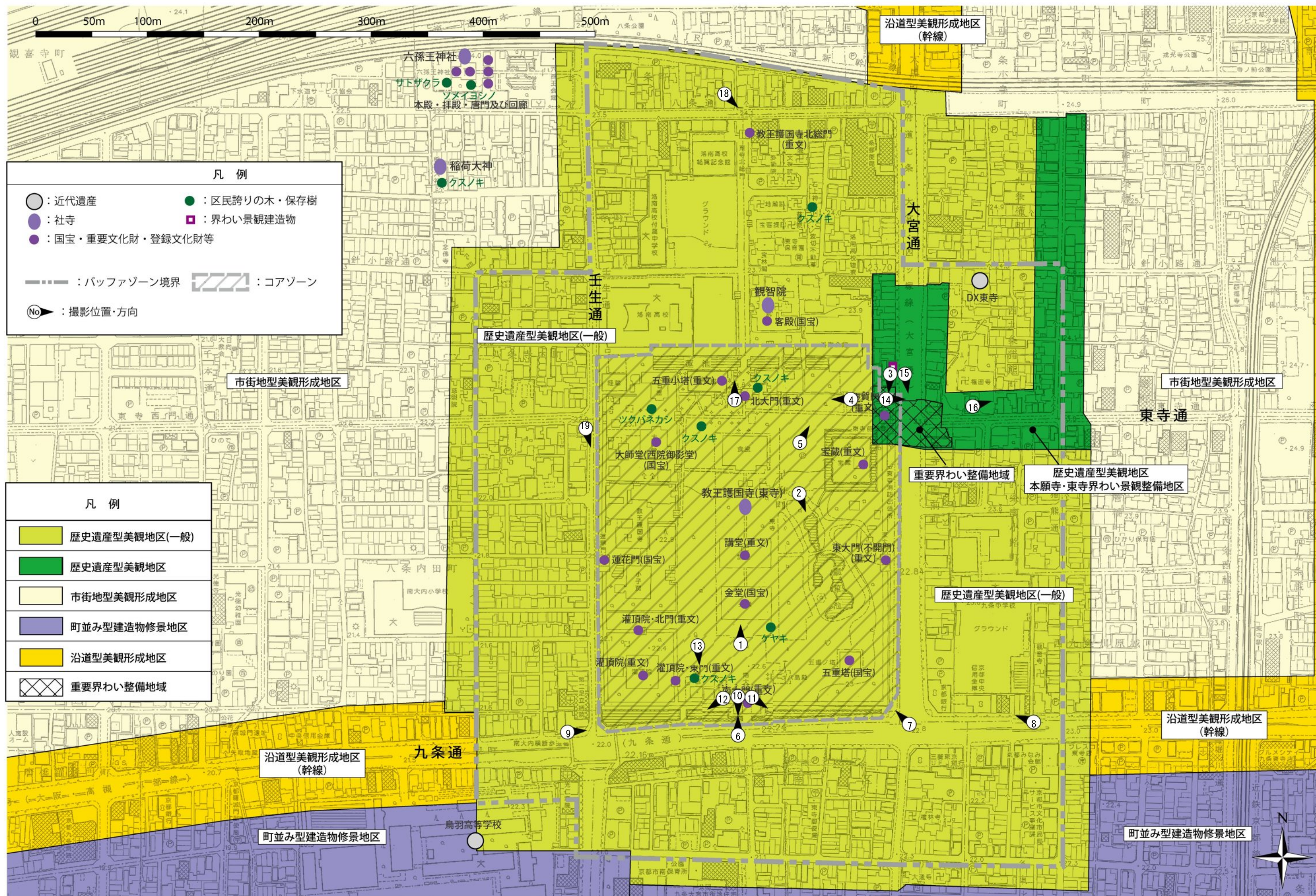
#### 歴史遺産型美観地区 本願寺・東寺界わい景観整備地区

- 東寺地区は、平安遷都直後に官寺として建立された東寺を中心に開けた市街地である。鎌倉時代以降、大師信仰の興隆や、大宮七条に稲荷社御旅所があったこと等も影響し、次第に大宮通等いくつかの道筋で賑わいを見せるようになった。古都の玄関の象徴である五重の塔を背景とした町並みは、この地域らしい雰囲気を醸し出している。

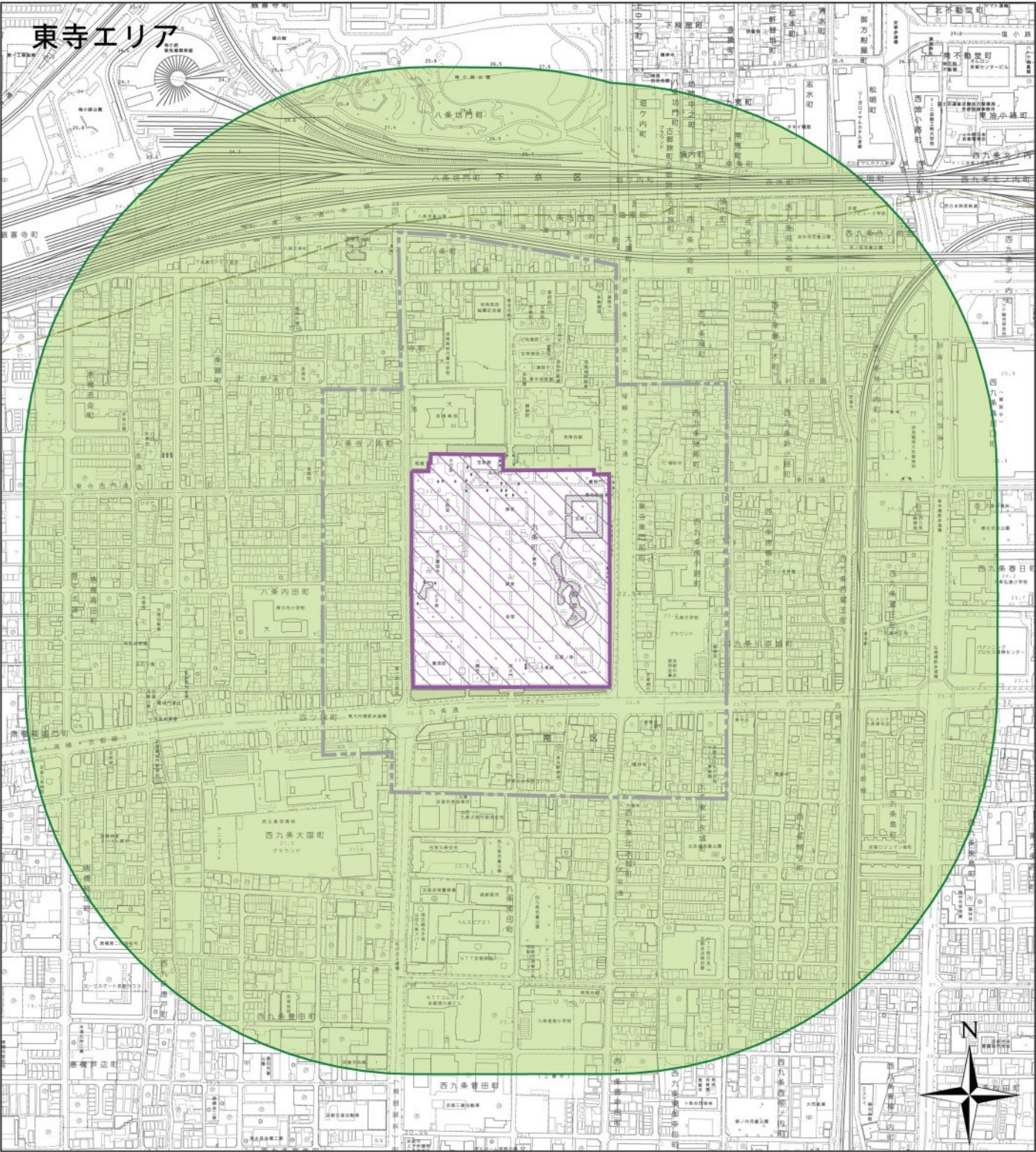






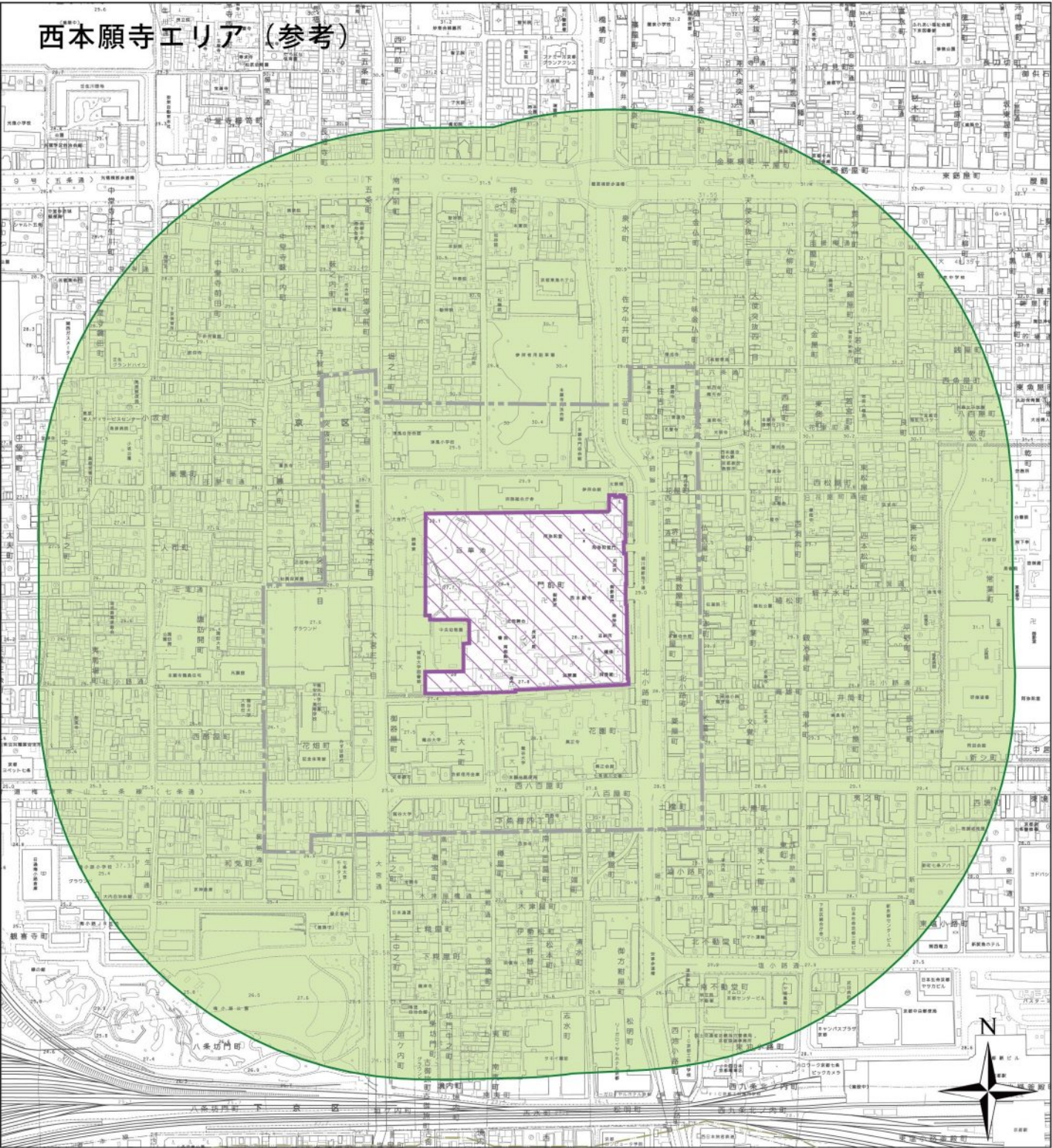




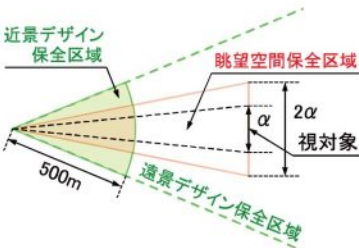


0 100 200 300 400 500m

|     |            |         |            |
|-----|------------|---------|------------|
| 凡 例 | 近景デザイン保全区域 | 視点場 (面) | ：バッファゾーン境界 |
|-----|------------|---------|------------|



0 100 200 300 400 500m





1 東寺の境内の眺め

【東寺エリア】

① 現状



写真① 東寺金堂（国宝）  
右側のケヤキは「区民誇りの木」



写真② 東寺五重塔（国宝）



写真③ 大宮通に面した慶賀門



写真④ 慶賀門から見た境内（西向き）



写真⑤ 境内地内の駐車場（北東向き）  
（遠方に京都タワーと京都駅ビルが見える）



写真⑥ 九条通から見た南大門

② 景観規制など適用制度の概要

＜文化財＞

国宝：教王護国寺（大師堂（西院御影堂）、金堂、五重塔、蓮花門）、観智院客殿

国指定重文：教王護国寺（講堂、灌頂院ほか3棟、南大門、北大門、東大門（不開門）、慶賀門、北総門、宝蔵、五重小塔）

国指定史跡：教王護国寺境内

＜高度地区＞

歴史遺産型美観地区の範囲は15m、その周辺は、20m（九条通沿道は25m）高度地区に指定。

＜区民誇りの木＞

（金堂前）ケヤキ、（弁財天付近）クスノキ、（食堂付近）クスノキ  
（大日堂付近）ツクバネガシ、（八幡宮社）クスノキ

※ 区民誇りの木

平成11～12年度にかけて次世代に伝えていきたい地域の古木、名木などを各区民の皆様から御推薦いただき、区民の代表者と専門家からなる委員会において審議を行い、872件の樹木を選定。所有者に対する義務や助成制度はない。

＜景観地区＞

歴史遺産型美観地区（一般地区） 東寺を中心に大宮通、九条通沿道を含めた周辺に指定

- ・主に市街地にある世界遺産等の歴史的資産及びその周辺から構成され、世界遺産等の歴史的資産や伝統的な町並み景観との調和に重点をおく地区。
- ・建築物の屋根の勾配や軒の出の寸法、屋根材、外壁面の後退、外壁材などについてデザイン基準を定め、歴史的な町並み景観の形成を図っている。

＜眺望景観創生条例に基づく近景デザイン保全区域（教王護国寺（東寺））＞

- ・教王護国寺（東寺）の境内からの眺めを「視対象」に、東寺の敷地を「視点場」に指定し、視点場から500mの範囲を近景デザイン保全区域に指定
- ・「建築物等は、教王護国寺境内の歴史的建造物、樹木等及びそれらの背景にある空間によって一体的に構成される良好な景観を阻害してはならない。」とし、「建築物の屋根は、勾配屋根とすること。」、「建築物等の各部は、境内の歴史的建造物等の良好な眺めを阻害しないものとする。」、「塔屋を設けないこと。」等の基準がある。



## 2 九条通の眺め

【東寺エリア】

### ① 現状



写真⑦ 五重塔  
(九条通と大宮通の交差点から北西向き)



写真⑧ 九条通 (西向き)



写真⑨ 九条通  
(九条通と壬生通の交差点から東向き)



写真⑩ 南大門から九条通 (南向き)



写真⑪ 南大門から九条通 (東向き)



写真⑫ 南大門から九条通 (西向き)

### ② 景観規制など適用制度の概要

#### <景観地区>

##### ① 歴史遺産型美観地区（一般地区） 東寺周辺の九条通沿道に指定

主に市街地にある世界遺産等の歴史的資産及びその周辺から構成され、世界遺産等の歴史的資産や伝統的な町並み景観との調和に重点をおく地区。

##### ② 沿道型美観形成地区（幹線地区） 東寺周辺以外の九条通沿道に指定

歴史的市街地内にあるが、土地利用上、中高層建築物が多く、京都にふさわしい新たなデザイン建築物を誘導することにより、良好な沿道の町並み景観の形成を図る地区。

#### <高度地区>

東寺周辺の歴史遺産型美観地区の範囲は15m、その他の九条通沿道は25m高度地区を指定。

#### <眺望景観創生条例に基づく近景デザイン保全区域（教王護国寺（東寺））>

- ・教王護国寺（東寺）の境内からの眺めを「視対象」に、東寺の敷地を「視点場」に指定し、視点場から500mの範囲を近景デザイン保全区域に指定。
- ・「建築物等は、教王護国寺境内の歴史的建造物、樹木等及びそれらの背景にある空間によって一体的に構成される良好な景観を阻害してはならない。」とし、「建築物の屋根は、勾配屋根とすること。」、「塔屋を設けないこと。」、「建築物等の各部は、境内の歴史的建造物等の良好な眺めを阻害しないものとする。」等の基準がある。



写真⑬ 境内から九条通沿道の建築物が見える

### ③ 具体的方策案

- ・東寺に近接する中高層建築物等、景観への影響が大きい建築計画等については、専門家の意見等を踏まえながら丁寧な景観審査を行い、より良い景観形成を誘導する。
- ・「境内の眺め」を保全するだけでなく、五重塔と一体となった九条通の「通りの眺め」を創造する施策を展開する。



### 3 東寺の周辺

### 【東寺エリア】

#### ① 現状



写真⑭ 慶賀門から大宮通と東寺通  
(界わい景観整備地区／  
重要界わい景観整備地域)



写真⑮ 慶賀門から大宮通(南向き)  
(界わい景観整備地区／  
重要界わい景観整備地域)



写真⑯ 東寺通(東向き)  
(界わい景観整備地区)



写真⑰ 北大門から参道(北向き)  
(歴史遺産型美観地区 一般地区)



写真⑱ 八条通の北総門  
(歴史遺産型美観地区 一般地区)



写真⑲ 壬生通(南向き)  
(歴史遺産型美観地区 一般地区)

#### ② 景観規制など適用制度の概要

##### <景観地区>

##### ① 歴史遺産型美観地区(一般地区) 東寺周辺の九条通沿道に指定

主に市街地にある世界遺産等の歴史的資産及びその周辺から構成され、世界遺産等の歴史的資産や伝統的な町並み景観との調和に重点をおく地区。

##### ② 歴史遺産型美観地区(本願寺・東寺界わい景観整備地区) 東寺東側の一部地域に指定

界わい景観整備地区は、歴史遺産型美観地区の地域内で、まとまりのある景観の特性を示している市街地の地域で、市街地景観の整備を図る必要があるものとして市長が指定する地区。

(景観の特性)

東寺地区は、平安遷都直後に官寺として建立された東寺を中心に開けた市街地である。

鎌倉時代以降、大師信仰の興隆や、大宮七条に稻荷社御旅所があったこと等も影響し、次第に大宮通等いくつかの道筋で賑わいを見せるようになった。古都の玄関の象徴である五重の塔を背景とした町並みは、この地域らしい雰囲気醸し出している。

(主な規制)

屋根は、「切妻平入りの特定勾配屋根(原則として軒の出は60cm以上)とすること。」、軒庇は、「道路に面する1, 2階の外壁には、特定勾配の軒庇(原則として軒の出は90cm以上)を設けること。」、建築物の外観は、当該地区内の歴史的な建造物と調和し、水平線を強調した形態意匠とすること。」等の基準がある。

##### <界わい景観建造物>

界わい景観整備地区内において地区の景観を特徴づけている建物等を、当該地区の景観を保全し、又は修景するため京都市が指定するもの。

##### <歴史的建造物等の修理・修景助成制度>

「重要界わい整備地区内の建造物」と個別に指定された「界わい景観建造物」は、修理・修景工事費用の一部を助成の対象としている。



界わい景観建造物